

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！

平成30年度の月額保険料は、16,340円です。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	学生の方は
保険料免除制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が学生である時に限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

★保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。（ただし、免除された分、年金額が減額されます）また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

●問合先 仙台東年金事務所 ☎207-0024

東日本大震災で被災された方への一部負担金等免除措置は終了となります

平成30年3月31日まで実施していた、国民健康保険医療費の窓口負担額、介護保険サービスの利用者負担額の免除については、平成30年3月31日で終了となります。

国民健康保険

●対象者 平成30年3月31日をもって終了しました。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等に指定されている被保険者については、平成30年度も実施します）

●問合先 町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705

介護保険サービス利用者負担

●対象者 平成30年3月31日をもって終了しました。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等に指定されている被保険者については、平成30年度も実施します）

●問合先 健康長寿課高齢者支援班（保健福祉センター内）

☎355-0677

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険については、平成28年3月31日をもって終了しました。

～認知症相談をご利用ください～

毎月1回、松島町認知症地域支援推進員による認知症相談を実施しています。認知症の不安がある方、認知症の方の介護で悩んでいる方など、お気軽にご相談ください。相談をご希望の方は、事前に下記までお電話ください。

●日時 5月1日（火）

午前10時～正午

●場所 高城字町53

SaKuRa（さくら）カフェ

●問合先

健康長寿課高齢者支援班

（保健福祉センター内）

☎355-0677

「高齢者世帯・障がい者（児）外出支援事業」のお知らせ

松島町では非課税世帯の高齢者（75歳以上）世帯、重度障がい者（児）の方を対象に外出支援事業を実施しています。長期入院中や施設入所中の方は対象外となります。

事業の実施内容は下記のとおりです。対象の方へ申請書を4月下旬に郵送で通知する予定です。ご不明な点がございましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

（1）障がい者（児）外出支援事業

○対象 **平成30年1月1日時点**で下記の手帳または受給者証の交付を受けている方（入院中及び施設入所中の方は対象外となります。）

- ① 身体障害者手帳1級または2級保持者
- ② 療育手帳「A」保持者
- ③ 精神保健福祉手帳1級または2級保持者
- ④ 特定疾患医療受給者証保持者で重症の認定を受けている者
- ⑤ 小児慢性特定疾患医療受給者証保持者で重症の認定を受けている者

○助成 福祉タクシー利用券（年12,000円分）を交付（ガソリン助成金またはタクシー利用の共通券です。）

○目的 在宅で生活する重度障害者（児）の外出時の経済的負担を軽減し、社会参加を支援するため



（2）高齢者世帯タクシー利用助成事業

○対象 以下の要件**全てに該当する**世帯の世帯主

- ① 平成30年1月1日時点で75歳以上（昭和18年1月2日以前に生まれた方）のみの世帯
- ② 非課税世帯
- ③ 同一住所に家族等が同居していない方（別世帯であっても、同一の住所に家族がいる方は対象外となります。）
- ④ 在宅で生活している方（入院中及び施設入所中の方は対象外となります。）

○助成 タクシー利用券（年6,000円分）を交付

○目的 在宅で生活する低所得の高齢者世帯に対し、外出時の経済的負担を軽減し、社会参加を支援するため

【申請方法】

●申請期限 5月31日（木）平日 午前9時～午後5時 ※期限後でも随時申請可能です。

●申請場所 松島町役場1階 町民福祉課福祉班 窓口 どちらの窓口でも保健福祉センター 健康長寿課高齢者支援班 窓口 申請が可能です。

●申請時の持ち物 ①郵送の申請書（窓口にも置いてあります）
②手帳または受給者証 ※（1）障がい者（児）外出支援事業対象の方のみ ※障がい等により来庁できない場合は郵送もできますのでご相談ください。

●問合先

①障がい者（児）外出支援事業に関して・・・町民福祉課福祉班 ☎354-5706

②高齢者世帯タクシー利用助成事業に関して・・・健康長寿課高齢者支援班 ☎355-0666

問合せ先が異なりますので、ご注意ください。